

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（31）

2011年 12月27日

松山地方裁判所 御中

本件採択「公民教科書」は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反しており、子どもたちにとって適切な教科書ではない。

したがって、今治市教委は「子どもの学習権を保障する教科書選定に対する教育委員会の責務」を果たしておらず、「子どもの人権条約」、憲法第26条、および「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（1976年5月21日）」に違反するものである。

ポツダム宣言の受諾から日本国憲法の成立までの過程で確立された、新たな戦後日本国家の教育原理・理念および「子どもの権利条約」から見て、どのような教科書が「適切」であり、あるいは、適切でないかは、すでに、「準備書面（1）」（5～7P）、「準備書面（9）」（3～7P）において詳述した。

それを要約すれば、

最も禁止されるのが、国家主義・軍国主義であり、最大限尊重されなければならない原理・理念が、個人の尊重（基本的人権の尊重）・民主主義・平和主義であった。

これらの理念は、今治市教委が扶桑社版採択の理由としてあげる「学習指導要領」にも、以下のように、反映されている。

（本来ならば、上記の理念に完全に基づかなければならない「学習指導要領」は、本件扶桑社版教科書を作成し、その採択をすすめる右翼・国家主義勢力らの策動および彼らとその志を同じくする文科省自身によって後退させられた面があるが、それでも、以下のよう

に、上記理念を謳っているのである。

また、戦後教育原理に則れば、本来、文科省に、「学習指導要領」を作成する権限はないが、当書面の主題とは直接関係ないので、ここでは、そのことは述べない。）

[公民的分野]

1 目標

- (1) **個人の尊厳と人権の尊重の意義**，特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、**民主主義に関する理解を深めるとともに**，国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) **民主政治の意義**，国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて，個人と社会とのかかわりを中心に理解を深めるとともに，社会の諸問題に着目させ，自ら考えようとする態度を育てる。
- (3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で，**世界平和の実現と人類の福祉の増大のために**，各国が相互に主権を尊重し，**各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに**，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。
- (4) 現代の社会的事象に対する関心を高め，様々な資料を適切に収集，選択して多面的・多角的に考察し，事実を正確にとらえ，公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

以上のことより、本件教科書が「適切」であるかどうかは、

国家主義的な内容になっていないかどうか、基本的人権・民主主義・平和主義を尊重する内容になっているかどうかを検証すれば、判断できるということになる。

よって、以下、このことを検証していくこととする。

一 本件公民教科書は「国家主義的」である

以下、本件教科書が国家主義的であることを示す記述を列挙することとする。

① 「国民主権」の意味を、国家主義的に説明している

本件扶桑社版教科書は、日本国憲法が、「主権が国民に存すること」を宣言していることについて、以下のような説明の仕方をしている。

主権とは外国からの干渉を受けず、その国のあり方を最終的に決定する力のことであり、その中には憲法自体を改正する権限も含まれている。(本件教科書 74P 証拠甲 60 号証の 4 頁)

あまりにも明らかなことであるが、冒頭の文は、国民主権のことではなく、国家主権のことである。

実際、本件教科書でも、「主権国家」の説明のところで、「主権とは、他の国から支配や干渉されない権利であり」(128P 証拠甲 60 号証の 9 頁)と、「国家主権」について説明している。その「国家主権」を説明する言葉を、そのまま、「国民主権」の説明のところにも持って来ているのである。

つまり、本件教科書は、「国民主権」の意味するものは、「主権が国民にある」ということではなく、それは、「国家の主権」のことであるとしているのである。

また、次のところでは、肝心の、「最終的に決定する力」が誰に、どこにあるかを記していない。つまり、「主権」が「国民」にあることを明記していないのである。

しかも、最後のところでは、「国民主権」の憲法から「国家主権・天皇主権」の憲法に代えることを画策し、実際に、そのための活動をしている「新しい歴史教科書をつくる会」——本件教科書作成者らが、自らの政治的野望の実現に向けて、「国民主権」の具体例として、あえて、この「憲法改正権限」のみを挿入しているのである。

以上、ここでは、「国民主権」の正確な説明をしなければならないにもかかわらず、それを放棄して、「国民主権」の意味・内容が、国家主権のことであるとも認識できるような記述の仕方をしているのである。

子どもたちに、「国民主権」の意味が正確に伝わることを嫌い、それを、国家主権的な意味において理解させようとしていることは明らかである。

一人一人の市民・国民よりも国家を優位に置き、重視する考え方は国家主義であるから、「国民主権」についての本件教科書の説明は、国家主義的である。

ところで、本件採択時、「教科書採択協議会」が教育委員会に答申し（教委が無視し）たところの日本文教出版（大阪書籍版）では、「国民主権」を以下のよ
うに、正確かつ明確に説明している。

政治のあり方を最終的に決めるのが国民であることを、国民主権とい
います。日本国憲法の前文は、「ここに主権が国民に存することを宣言
し、この憲法を確定する。」と、はっきり国民主権の原則を打ち出して
います。（34P 証拠甲 61 号証の 4 頁）

② 「法治主義」の意味を、国家主義的に説明している

法治主義とは、国家権力は、恣意的な権力の行使をしてはならず、人民の定
めた法に従って、その権力を行使しなければならないとする考え方・思想であ
る。

（ここでは、「法治主義」の意味するものを、戦前のドイツや日本で使
われていたような「形式的法治主義」としてではなく、「法の支配」
と同等の意味を有する、現憲法が要請しているところの「実質的
法治主義」の意味で用いている。）

それは、国家権力（の専横）から人民・国民の自由・権利を守ることを目的
とするものであり、そのために、人民・国民の代表で構成される議会の制定す
る法律によって、国家権力を縛ろうとするものである。

したがって、法治主義とは、近代民主主義を保障し、その基盤となる思想で
あり、その思想は、近代立憲主義の原理に基づくものである。

近代立憲主義とは、人民の自由・権利を守るために憲法によって国家権力を
拘束することを目的として、国家権力に憲法に基づく政治を義務付ける政治の
在り方を示すものである。

この「法治主義」について、前出の日本文教出版の教科書は、「法に基づく政
治」というタイトルで、以下のように述べている。

政治権力は、ヨーロッパの絶対王政のころのように、権力者の思い
のままにつかわれることがありました。そこで、ロックをはじめとす
る思想家たちは、国家が人々の合意によってつくられたものであり、
政治権力は人が生まれながらにもつ権利を侵害してはならないと考え、

政治権力も法に従わなければならないと主張しました。

こうした考えを文書の形ではっきりと打ち出したのが、1776年のアメリカ独立宣言とその前後に制定されたアメリカ諸州の憲法や、1789年のフランス人権宣言でした。

憲法は、国民の人権を守るために、政治権力を制限するしくみを定めたものです。まず、憲法は、個人の尊重に必要な表現の自由や信教の自由などの、国民の人権を明記しています。そして、政治権力が1か所に集中しないように、政治権力を立法・行政・司法に分ける権力分立制を採用しています。このように、国民の自由を守り、権力分立制を採用している憲法を、立憲主義の憲法といいます。

立憲主義の憲法のもとでは、国会も内閣も裁判所も、みな憲法に従って仕事をするように求められます。国会がつくる法律も憲法に反してはならず、国の法は憲法を頂点として構成されることとなります。憲法は、国の最高法規なのです。(32～33P 証拠甲61号証の2～3頁)

この説明からは、法も憲法も、国家権力から国民の自由や権利を守るためにこそあり、そのために、国家(権力)こそが、この法や憲法を守らなければならないのだという法治主義・立憲主義の考え方がよくわかるようになっている。一方、本件扶桑社版は、法の意味や意義について、以下のように述べている。

私たちの身の回りには多くの法があり、これを守らないと罰則が適用されることもある。集団生活を営む上では、法という一定のルールがなければ、最終的にすべての人々が不利益や損害をこうむってしまうことになるからである。例えば車や人で混雑する交差点に、道路交通法に定められた信号機がなければどうなるだろう。われ先にと急ぐ車が割り込んだり、おたがいが立ち止まったりして、多くの事故や渋滞が発生し、結局ほとんどの人がスムーズには目的地に行けなくなってしまいうだろう。信号に従えば、多少待たされることはあっても安全に移動することができる。

このように社会を維持し、みんなの自由や安全を守るためには、時としておのおのが少しずつ不自由をがまんしていく必要がある。そして私たちは、生活のなかで起こるさまざまな事件やトラブル、その解決や処理をはかるため、法というきまりをつくり、必要に応じて改正を加えながら、今日の社会を築いてきた。(68P 証拠甲60号証の2頁)

ここでは、「法や憲法とは、国家権力から国民の自由や権利を守るために、まずは、国家権力にこそ守らせるもの」という、民主主義思想に基づく本来の法治主義・立憲主義の意味や歴史的由来について、全く述べられていない。

つまり、法なるものをめぐっての国家と国民の関係、そこでの、「国民の主権性・優位性」について、全く述べていないのである。

ただ、個人個人が集まったときに、その集団で必要となるような、いわゆる「ルール」と「法」を全く同じものとして、その「ルール（法）」の意味・意義について述べているだけである。

さらに、日本文教出版版と同じ「法に基づく政治」のタイトルのところでは、以下のようなことを述べている。

国の政治や地方公共団体による行政は、すべて法に基づいて行われなければならない。これを法治主義とよぶ。法律は国の唯一の立法機関である国会で制定され、その法律は憲法に基づいたものでなければならない。法律とは国家が強制的に国民に守らせるルールであり、これを守らなければ罰せられることもある。(69P 証拠甲 60号証の3頁)

ここでは、日本文教出版版教科書とは逆に、「法律とは国家が国民に守らせるルールである」として、国家と国民の関係が、全くひっくり返った形になっているのである。

つまり、法は国民のためではなく、国家のためのものであり、法の主体は国家であって、国民ではないのである。

国家主義とは、国家に最高の価値を置き、個々人は国家に従属すべきものという考え方であるから、「法」についての本件教科書の記述・説明は、明らかに国家主義的なものである。

(本件扶桑社版教科書では、「法治主義」を、国民の自由・権利を保障しているか等の、法の内容については問わない、前記「形式的法治主義」の意味で使っている。このような「形式的法治主義」は、現憲法上、許されないものであることを付記しておく。)

二 本件公民教科書は、「基本的人権を尊重する内容」になってはいない。

まず、本件教科書は、「基本的人権の尊重」に関する項目に入る前に、現憲法を「改正」へと促すような内容、「改正」をよしとするような内容の、「憲法改正」の項目を2ページにわたって設けている。

現憲法は、「基本的人権」を「侵すことのできない永久の権利」として「最大の尊重」をすべきことを謳っているものであるにもかかわらず、わざわざ、その「基本的人権」の項目の前に、「憲法改正」の項目をもってきているのである。

そして、日本文教出版版が、「基本的人権」の意味を、

基本的人権（または人権）という言葉は、「人の権利」、すなわち「人であれば、無条件に持っている権利」のことをさします。（38P 証拠甲61号証の4頁）

と説明しているのに対し、本件扶桑社版教科書は、ただ、

日本国憲法はすべての国民に基本的人権を保障している。（80P 証拠甲60号証の6頁）

と記述しているのみで、その言葉の意味するものについての説明はない。

そして、「基本的人権の保障と充実は」「重要な政治目的のひとつ」（80P 証拠甲60号証の6頁）というレベルに貶められている。

また、人権と公共の福祉との関係を述べる項目では、文教出版版では、22ページにわたってさまざまな人権について述べてきた最後のところで、「個人の人権の主張には、同時にほかの人々の人権を守るという責任がともないます」（60P 証拠甲61号証の5頁）という形で、憲法第12条の「人権と公共の福祉の関係」について説明している。そのうえで、

しかし、たいせつな人権が「公共の福祉」に名をかりて、簡単に制限されることがないように注意する必要があります。どのような人権が、何のために、どのていど制限されるか、それぞれの場合によって検討することが必要です。裁判所は、それが正当な制限であるのかを判断する重要な役割を負っています。（61P 証拠甲61号証の6頁）

として、国家権力による、「公共の福祉」に名を借りた恣意的な「人権の制限」に対して注意を促しています。

一方、扶桑社版教科書では、基本的人権の各論に入る前に「公共の福祉による人権の制限」の問題をもってきて、

憲法の保障する基本的人権とは、決して個人の主張や要求を無制限に認めているものではなく、また「公共の福祉」と対立するものでもない。それは社会の基本ルールを守り、全体の調和を考える中でこそ、個人の自由や権利は実現するという歴史の教訓に基づいたものだといえる。(81P 証拠甲60号証の7頁)

としたうえで、「公共の福祉による制限」例の表を設けて、「公務員によるストライキの禁止」や「デモに対する規制」など、明らかに「憲法違反の人権制限」であるものを含めて、それら「制限例」を、合憲かつ当然であるかのように、何らの注釈もないまま列挙しているのである。

また、「基本的人権」についての記述の分量も、日本文教出版版が22ページであるのに対し、扶桑社版は、「男女平等」や「外国人参政権」の項目など、これらの権利に否定的姿勢・傾向のある記述も含めて、15ページあるだけである。

以上、本件教科書は、「基本的人権を尊重」しているどころか、明らかに軽視しており、ときに、「基本的人権」を否定し、「基本的人権尊重の姿勢」と対立する内容までもが含まれているのである。

三 本件公民教科書は「民主主義を尊重する内容」になってはいない

民主主義とは、その字のとおり、人民が主権者であり、主人公であり、主体となる政治制度である。それは、「人民の、人民による、人民のための政治」という、リンカーンによる有名な言葉に、的確に表現されている。

ところで、「一」の「国家主義」とは、人民ではなく国家に最大の価値を置き、人民を、その従属物としてみる思想であるから、「一」で立証したように、本件公民教科書が「国家主義」的であるということは、そのまま、民主主義的ではない、ということを表わしている。

また、民主主義とは、一人一人の個人に最大の価値を置き、尊重する思想・政治制度であるから、「二」で立証したように、本件教科書が、その個々人の「基本的人権」を尊重する内容になっていないということは、そのまま、この教科書が「民主主義を尊重する内容」にはなっていないことを示している。

さらに、民主主義の核心理念である「国民主権」の本当の意味について説明しておらず、民主主義制度を保障する核心的基盤としての法治主義・立憲主義についても、そのようなものとしては記述していないことも、既に見た。

したがって、本件教科書が「民主主義を尊重する内容」になっていないことについての立証は、「一」と「二」で、既に済ませているといえるが、一つだけ、具体的事例を挙げておくこととする。

①「直接民主主義」記述に見る「反・民主主義」

直接民主主義は、通常、「民主主義の学校」といわれ、民主主義の理想形態とされている。

そして、本来ならば、民主主義としては、この直接民主主義が理想だが、ひとつの社会・国家の構成人員が多いので、やむなく間接民主主義を採用しているといった形で、直接民主主義と間接民主主義の関係を説明するのが、多くの本や教科書の常である。

実際、日本文教出版版では、「地方自治とわたしたち」の項目（74P 証拠甲 61号証の9頁）において、そのタイトルのすぐ下に「わたしたちが地方の政治に参加する方法には、どのようなものがあるのだろう。」という問いを掲げ、「住民の権利」や「住民運動と住民参加」「住民投票」などの小タイトル・小項目のもと、これら、「地方自治」における、住民自治や直接民主主義的方法についての意義・説明を丁寧に展開している。

一方、本件扶桑社版には、「地方議会と首長」とか「地方公共団体の仕事」とかいった小タイトル・小項目はあっても、上記のような直接民主主義的内容を示す項目は存在しない。

それどころか、扶桑社版では、「民主政治の意義」という別のタイトルの章の「直接民主主義と間接民主主義」という項目において、「直接民主主義の問題点」という以下のような批判的記述を行なっている。

近年、原子力発電所の建設や産業廃棄物処理施設の設置、在日米軍基地の存廃などについて、その地域の住民の考えを聞く住民投票を行う自治体が見られる。これも直接民主主義のひとつといえるが、その中には、国家全体の利益にかかわるものがあり、特定地域の住民の意思だけで決定しにくいものもある。そのため、市町村合併など地域で完結する問題と異なる要素がある。（97P 証拠甲 60号証の8頁）

ここで述べているのは、直接民主主義の一つである住民投票で示された「住

民の意思」は、「国家全体の利益」に反するときがある、だから、「直接民主主義」には「問題点」がある、というものである。

つまり、「住民の意思」よりも「国家全体の利益」の方が、より優先されるべきであるということを、言外に主張しているものである。

このような考え方・主張が、「民主主義を尊重している」、あるいは、理解しているといえるだろうか。

しかも、原子力発電所にしても、在日米軍基地にしても、それが存在する地域の住民は、それらによって、生存権・自由権・環境権をはじめとする、さまざまな基本的人権が重大かつ深刻な形で侵害され続ける、そのような性格の「施設」である。

このように、住民一人一人の基本的人権を徹底的に侵害し、奪い取る性格のもの建設・存在の存否を、その住民自身が問うことに「問題」があると記述しているような教科書が、「民主主義を尊重する内容」などではないことは、あまりにも明らかである。

四 本件公民教科書は「平和主義を尊重する内容」になってはいない

日本文教出版版も扶桑社版も、憲法の中の平和主義の説明に入る前に、その平和主義を取り入れた歴史的経緯を記している。

日本文教出版版は以下のように記している。

わが国は、日中戦争や第二次世界大戦を通じて、アジア・太平洋の広い地域を侵略し、多くの人々に大きな被害をあたえました。またわが国も、戦場で、そして国内で多くの死傷者を出し、しかも、世界で初めて原子爆弾の惨禍をこうむりました。

このような苦い経験から、日本国憲法は、二度と戦争を起こしてはならないという固い決意のもとに、徹底した平和主義をとり入れました。(62P 証拠甲61号証の7頁)

一方、扶桑社版は以下のように記している。

戦後、連合軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求した。

前者は、日本が起した戦争への反省と、今後「二度と戦争を起こしてはなら

ないという固い決意」との関係のなかに、明確に、憲法の「平和主義」を位置づけ、その積極的意味と意義を語っているが、後者は、ただ、アメリカに「強く求め」られたからという理由のみの中に、消極的に、憲法の「平和主義」を位置づけているだけで、憲法に平和主義があることの深い意味や意義などについては全く語っていない。

そもそも、扶桑社版における「平和主義」の項目の中の、最初の小項目のタイトルは「自衛隊の誕生」なのである。一方、日本文教出版版の「日本国憲法の平和主義」の項目の中の最初の小項目は「前文と第9条」である。

また、この項目の本文欄外で使われている写真は、日本文教出版版が「被曝直後の広島市内のようす」「自衛隊の演習のようす」「シビリアンコントロール」であるのに対して、扶桑社版は「警察予備隊設置」「自衛隊の公開行進」「日本国内にある米軍の基地」である。むろん、憲法9条があるにもかかわらず実態はこのようになってしまっているという批判的視点で、これらの写真を掲載しているわけではない。それは、上記のように、この「平和主義」の項目の最初の小項目のタイトルが「自衛隊の誕生」となっていることから、また、本文中に、以下のような説明が記述されていることから明らかであろう。

戦後のわが国の平和は、日米安全保障条約に基づいて国内に基地をおく米軍の抑止力に負うところも大きい。1999（平成11）年には周辺事態法が制定され、自衛隊と米軍との協力・支援体制が強化されることになった。（77P 証拠甲60号証の5頁）

そして、欄外別枠の形で紹介されている資料・コラム等は、前者が「憲法第9条全文」と「主な国の憲法の戦争放棄条項」という資料であるのに対し、後者は「憲法論議と第9条」というタイトルの以下のようなコラムである。

〔略〕自衛隊は国際法上、主権国家に認められた権利であり、日本国憲法における自衛隊の位置づけが不明瞭ならば、憲法の規定自体を変えるべきであるという意見もある。

さらに、自衛隊がより国際的な責任を果たせるよう、現在は「権利を保持するが行使できない」（内閣法制局）とされる集団的自衛権〔略〕を「行使することができる」と解釈を変えるべきだという主張もある。

日本国憲法第9条と自衛隊の関係については、このようにさまざまな意見が対立している。

自衛隊の位置づけを含めて21世紀のわが国の憲法のあり方が議論を呼んでいる。（77P 証拠甲60号証の5頁）

「さまざまな意見が対立している」という、一見客観的な装いを凝らしているが、この「コラム」の記述が、以下のようなメッセージを、子どもたちが受け取れる形になっていることは明白だろう。

「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」としている「憲法の規定」を、自衛隊を認める規定に変えること、さらに「集団的自衛権の行使」までも行なえるように変えていくことは、いま必要なことなのだというメッセージを。

「自衛隊の活躍」を中心に述べていく、「平和主義」項目の2ページ目を含めて、扶桑社版は、ここで、憲法の大原則である「平和主義」の意味と「平和」の意義を述べるのでは決してなく、憲法で禁止されている「戦力」を、その禁止規定の拘束から放っていく方向に、その記述を展開しているのである。

本件扶桑社版教科書が、いかに「平和主義を尊重する内容」でないかは、「現代の国際社会」がテーマの第4章（編）の内容にも如実に示されている。

たとえば、日本文教出版版の「平和な世界を求めて」の項目では、そのタイトルのすぐ下に「平和で豊かな世界を築くためには、どうすればいいのだろう。」という問いを掲げた上で、「軍縮への動きと課題」、「世界平和と日本の責任」という小項目を設け、以下のような主張を展開している。

広島と長崎に投下された原子爆弾は、今の水準から見れば小さなものでした。しかし、それですら、いかに言語を絶する惨禍であるかを知る日本国民として、人類を核兵器の脅威から解放することを強く訴えなければなりません。

〔略〕

「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」（前文）と表明したように、自由と民主主義、平和と秩序、そして、文化の多様性が尊重される世界を21世紀に築くうえで、本当に「名誉ある地位を占め」る日本国民となることができるかどうか問われています。（170～171P 証拠甲61号証の10～11頁）

そして、本文欄外では、2003年8月6日の広島での「平和記念式典」と、そこでの「平和の誓い（一部）」、堺市の「非核平和都市宣言」の看板の写真、さらに、「核開発・核軍縮の動き」についての詳しい年表などを掲載している。

一方、扶桑社版の、上記の項目にあたる「国家間の協力と世界平和の実現」の記述では、そのタイトルの下に「国際法や国際的な組織を調べ、国家間の協

力について考えてみよう。」という問いを掲げ、それらについて記述しているだけで、日本文教出版版のような「平和への問い」や「平和実現への意志」も、「憲法の平和主義」も、「平和・軍縮関連資料」も、いっさい出てこないのである。

これら、「平和主義の尊重」に対する両教科書の姿勢の違いは、この第4章の項目のタイトルを比較してみても、よくわかる。

日本文教出版では、この項目以外にも平和に関連する項目として、「現代世界の戦争と平和」「日本の平和主義と国際貢献」「人類の共生をめざして」などがある。

一方、扶桑社版に、平和に関連する上記のような項目はなく、代わりにあるのが、「わが国の防衛と課題」とか「冷戦後のわが国の役割」とかなのである。

さらに、本文以外の特集的学習ページのタイトルが、日本文教出版が、「身近な国際協力をしよう」「もっと知りたい国連の活動」「世界遺産を身近に知ろう」「現代の宗教と政治」であるのに対し、扶桑社版は、「国旗・国家に対する意識と態度」「主権が侵害されるとはどんな場合か調べてみよう」である。

そして、この「主権侵害」についての「課題学習」のところでは、冒頭に「主権の侵害について、近年話題になった事件の報道から、事実や背景、経緯などを調べ、私たちにとって主権とは何かを考え、話し合ってみよう。」(142P 証拠甲 60号証の10頁)との呼びかけを掲げ、「中国の原子力潜水艦による日本の領海侵犯事件」「北朝鮮による日本人拉致問題・不審船問題」について考えさせる設定にしている。

そして、本文下段には、生徒たちに対する以下のような問いを列挙している。

- ① そもそも領海侵犯とはどういうことなのだろうか。
- ② 自衛隊の海上警備行動とはどのような行動なのだろうか。
- ③ 日本政府の抗議に対して中国政府はどのような態度をとったのだろうか。
- ④ 北朝鮮による日本人拉致が主権の侵害にあたるのはなぜだろう。
- ⑤ わが国の周辺および領域に侵入する不審船が主権の侵害にあたるのはなぜだろう。
- ⑥ 他国による主権の侵害に対して、わが国はどのような態度で対応すべきかについて話し合ってみよう。
- ⑦ これらの事例以外に、主権の侵害に関する問題について調べ、話し合ってみよう。

以上のような「課題学習」・問題設定の意味するものは何であろうか。

これは、「平和主義を尊重する」立場の教科書なら当然そうなっているところの、現代における諸国家間の対立や日本と他国の間の対立事例などを紹介して、その平和的解決の方法を探し、考えさせていくような設定ではない。

そのような平和主義的方向性とは全く逆に、中国・「北朝鮮」による「日本の国家主権の侵害」そのものを強烈に生徒たちの頭に植え付け、生徒たちの意識と心の中に、両国に対する一方的な怒りと憎悪を呼び起こさせる形に、この「課題学習」の設定はなっている。

しかも、これらの事件についての記述そのものが、日本国家の側からの見方のみになっており、これらの事件についての中国・「北朝鮮」の側からの見方・視点は皆無なのである。実際、これらの「国家間対立」が起こる背景には、日本による朝鮮の植民地化と中国への侵略という歴史的起源・原因が存在しているのだが、これらの事実をも紹介して、これらの事件を客観的、多角的に捉える設定には全くなっていないのである。

(このことは、冒頭でも紹介した、以下の「学習指導要領」にも反しているものである。「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」)

つまり、これらを読む生徒を、完全に日本という国家の側・立場に身を置かせるように、生徒自らを国家と一体化させて、強い国家主義的意識を持つように、この「課題学習」は作られているのである。ここには、国家間対立を、東アジアに生きる一人の市民・民衆として、国家の壁を越えて、平和的に解決していこうという姿勢、生徒たちに、そのような平和的・市民的視点を持ってもらおうという姿勢は微塵もない。

「一」でみた「国家主義」は、対内的には、一人一人の市民・国民を国家の下に従属させようとし、対外的には、他国に対し対立的・排外的・優越的な姿勢を持つものであるが、まさに、この本件教科書は、この「国際社会」について学習する章においても、この「国家主義」が貫かれている結果、その記述が、「平和主義の尊重」とは、まったく対極の内容になっているのである。

以上、本件教科書が「平和主義を尊重する内容」になってはいないことは明白である。

五 結語

以上、本件公民教科書が、極めて国家主義的であり、かつ、基本的人権・民主主義・平和主義をまったく尊重していない教科書であることを見てきた。

したがって、本件教科書の内容は、日本国憲法および、それに基づく戦後教育原理、「子ども人権条約」に反しており、生徒たちが使う教科書として、まったく適切ではない。

原告らが、詳細に主張・立証してきたように、このような「適切でない教科書」が採択されるに至ったのは、被告教育委員会が、「教科書採択における適正手続」を守らず、それに違反したからである。

被告らの、このような行為は、「準備書面（１）」（５～７P）で述べたように、「子どもの学習権を保障する教科書選定に対する教育委員会の責務」を果たさず、反しており、「子どもの人権条約」、憲法第 26 条、および「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（1976 年 5 月 21 日）」に違反するものである。

以上

添付資料

- | | | |
|--------------|--------------------|-------|
| 1, 証拠甲 60 号証 | 『新し公民教科書』改訂版 扶桑社 | 各 1 通 |
| 2, 証拠甲 61 号証 | 『中学社会 公民的分野』日本文教出版 | 各 1 通 |
| 3, 証拠甲 63 号証 | 意見書 | 各 1 通 |
| 4, 証拠説明書 | | 各 1 通 |